

京 都 大 学 企 画 委 員 会 規 程 等 新 旧 対 照 表

改 正 前	改 正 後
<p style="text-align: center;">京都大学企画委員会規程 (平成16年達示第64号)</p> <p>(前略)</p> <p>第2条 委員会は、次の各号に掲げる委員で組織する。</p> <p>(1) 将来構想担当の理事(以下「担当理事」という。)</p> <p>(2) 研究科長 5名</p> <p>(3) 研究所長又はセンター長 1名</p> <p>(4) 企画部長</p> <p>(5) その他総長が必要と認める者 若干名</p> <p>(中略)</p> <p>第8条 委員会に関する事務は、<u>企画部企画課</u>において処理する。</p> <p>(後略)</p>	<p>第2条</p> <p>(1) } (同左)</p> <p>(2) }</p> <p>(3) }</p> <p>(4) <u>総務部長</u></p> <p>(5) (同左)</p> <p>第8条 委員会に関する事務は、<u>総務部企画課</u>において処理する。</p>
<p style="text-align: center;">京都大学施設整備委員会規程 (平成16年達示第65号)</p> <p>(前略)</p> <p>第2条 委員会は、次の各号に掲げる委員で組織する。</p> <p>(1) 施設担当の理事(以下「担当理事」という。)</p> <p>(2) 研究科長 5名</p> <p>(3) 研究所長又はセンター長 1名</p> <p>(4) 高等教育研究開発推進機構長、情報環境機構長及び図書館機構長</p> <p>(5) <u>施設環境部長</u></p> <p>(中略)</p> <p>第8条 委員会に関する事務は、<u>施設環境部施設企画課</u>において処理する。</p> <p>(後略)</p>	<p>第2条</p> <p>(1) }</p> <p>(2) }</p> <p>(3) }</p> <p>(4) }</p> <p>(5) <u>施設部長</u></p> <p>第8条 委員会に関する事務は、<u>施設部企画課</u>において処理する。</p>
<p style="text-align: center;">京都大学大学評価委員会規程 (平成13年達示第25号)</p> <p>(前略)</p> <p>第3条 委員会は、次の各号に掲げる委員で組織する。</p> <p>(1) 理事</p> <p>(2) 副学長(前号に掲げる者を除く。)</p> <p>(3) 研究科長</p> <p>(4) 研究所長</p> <p>(5) センター等(国立大学法人京都大学の組織に関する規程(平成16年達示第1号)第3章第7節から第11節まで(第47条から第47条の6までを除く。)に定める施設等をいう。第7条第3項において同じ。)の長</p> <p>(6) 医学部附属病院長</p> <p>(7) 附属図書館長</p> <p>(8) その他総長が必要と認める者 若干名</p> <p>(中略)</p> <p>第9条 委員会、小委員会及び実行委員会の庶務は、<u>企画部企画課</u>において処理する。</p> <p>(後略)</p>	<p>第3条</p> <p>(1) }</p> <p>(2) }</p> <p>(3) }</p> <p>(4) }</p> <p>(5) センター等(国立大学法人京都大学の組織に関する規程(平成16年達示第1号)第3章第7節から第11節まで(第47条及び第47条の6を除く。)に定める施設等をいう。第7条第3項において同じ。)の長</p> <p>(6) }</p> <p>(7) }</p> <p>(8) }</p> <p>第9条 委員会、小委員会及び実行委員会の庶務は、<u>総務部企画課</u>において処理する。</p>
<p style="text-align: center;">京都大学人権委員会規程 (平成17年達示第147号)</p>	

改 正 前	改 正 後
<p>(前 略) (部局人権委員会) 第6条 部局(各研究科等(各研究科、各附置研究所、附属図書館、医学部附属病院及び各センター等(国立大学法人京都大学の組織に関する規程(平成16年達示第1号。以下この項において「組織規程」という。))第3章第7節から第11節まで(第47条から第47条の6までを除く。))に定める施設等をいう。))をいい、組織規程第53条第1項の事務組織を含む。))及び本部の事務組織(組織規程第52条第1項に定めるものを1単位とするものをいう。次条において同じ。))をいう。以下同じ。))に、当該部局における人権問題等の防止に関し必要な事項及び人権問題等が生じた場合の対応を行うことを目的とする委員会(以下「部局人権委員会」という。))を置く。</p> <p>2～3 (略) (中 略) (部局の長の責務) 第7条 部局の長(本部の事務組織にあつては、総務担当の理事)は、人権問題等が生じた場合は、被害者の救済及び再発防止に努めるとともに、教職員、学生について不適切な行為が確認された場合は、その者に対して適切に対処しなければならない。</p> <p>(後 略)</p>	<p>(部局人権委員会) 第6条 部局(各研究科等(各研究科、各附置研究所、附属図書館、医学部附属病院及び各センター等(国立大学法人京都大学の組織に関する規程(平成16年達示第1号。以下この項において「組織規程」という。))第3章第7節から第11節まで(第47条及び第47条の6を除く。))に定める施設等をいう。))をいい、組織規程第53条第1項の事務組織を含む。))及び事務本部に、当該部局における人権問題等の防止に関し必要な事項及び人権問題等が生じた場合の対応を行うことを目的とする委員会(以下「部局人権委員会」という。))を置く。</p> <p>2～3 (同 左)</p> <p>(部局の長の責務) 第7条 部局の長(事務本部にあつては、総務担当の理事)は、人権問題等が生じた場合は、被害者の救済及び再発防止に努めるとともに、教職員、学生について不適切な行為が確認された場合は、その者に対して適切に対処しなければならない。</p>
<p style="text-align: center;">京都大学学生部委員会規程 (昭和27年達示第10号)</p> <p>第1条 京都大学に<u>学生部委員会</u>(以下「委員会」という。))を置く。 (中 略) 第6条 委員会に関する事務は、<u>学生部学生課</u>において処理する。 (後 略)</p> <p style="text-align: center;">京都大学補導会議規程 (昭和24年達示第18号)</p>	<p style="text-align: center;">京都大学学生生活委員会規程</p> <p>第1条 京都大学に<u>学生生活委員会</u>(以下「委員会」という。))を置く。 第6条 委員会に関する事務は、<u>学務部学生課</u>において処理する。</p>
<p>(前 略) 第5条 議事は、<u>学生部長</u>が記録する。 (後 略)</p> <p style="text-align: center;">京都大学入学試験委員会規程 (平成18年達示第90号)</p> <p>(前 略) 第10条 委員会に関する事務は、<u>学生部入試企画課</u>において処理する。 (後 略)</p>	<p>第5条 議事は、<u>学務部長</u>が記録する。</p> <p>第10条 委員会に関する事務は、<u>学務部入試企画課</u>において処理する。</p>
<p style="text-align: center;">国際教育プログラム委員会規程 (平成17年達示第52号)</p> <p>(前 略) 第2条 委員会は、次の各号に掲げる委員で組織する。 (1) 教育担当の理事及び学生担当の理事 (2) 国際交流担当の理事 (3) 国際交流推進機構長(以下「機構長」という。))</p>	<p>第2条 } (同 左) (1) (2) (3)</p>

改 正 前	改 正 後
<p>(4) 研究科の教授又は准教授 各1名 (5) <u>国際交流センター長</u> (6) <u>その他機構長が必要と認める教授又は准教授</u> 若干名 (7) <u>教育推進部長及び国際部長</u> (8) <u>国際部留学生課長</u> (中 略)</p>	<p>(4) (同 左) (5) <u>国際交流推進機構国際交流センター長</u> (6) (同 左) (7) <u>教育推進担当部長及び国際交流担当部長</u> (8) <u>研究国際部留学生課長</u></p>
<p>第6条 委員会に関する事務は、<u>国際部留学生課</u>において処理する。 (後 略)</p>	<p>第6条 委員会に関する事務は、<u>研究国際部留学生課</u>において処理する。</p>
<p>厚生補導担当の副学長の職務を定める規程 (平成10年達示第19号)</p>	
<p>(前 略) 第2条 厚生補導担当を命ぜられた副学長は、学生の厚生補導に関する事務を掌理し、当該事務に関し本部の事務組織(国立大学法人京都大学の組織に関する規程(平成16年達示第1号)第52条第1項に定めるものをいう。)の職員を指揮監督するものとする。 (後 略)</p>	<p>第2条 厚生補導担当を命ぜられた副学長は、学生の厚生補導に関する事務を掌理し、当該事務に関し<u>事務本部</u>の職員を指揮監督するものとする。</p>
<p>京都大学学術情報メディアセンター規程 (平成16年達示第46号)</p>	
<p>(前 略) 第8条 学術情報メディアセンターの事務は、<u>情報環境部情報企画課</u>において処理する。 (後 略)</p>	<p>第8条 学術情報メディアセンターの事務は、<u>情報部情報推進課</u>において処理する。</p>
<p>京都大学高等教育研究開発推進センター規程 (平成16年達示第52号)</p>	
<p>(前 略) 第8条 高等教育研究開発推進センターの事務は、<u>教育推進部共通教育推進課</u>において処理する。 (後 略)</p>	<p>第8条 高等教育研究開発推進センターの事務は、<u>学務部共通教育推進課</u>において処理する。</p>
<p>京都大学総合博物館規程 (平成16年達示第53号)</p>	
<p>(前 略) 第6条 博物館の事務は、<u>企画部社会連携推進課</u>において処理する。 (後 略)</p>	<p>第6条 博物館の事務は、<u>渉外部社会連携推進課</u>において処理する。</p>
<p>京都大学における全学共通教育の実施に関する規程 (平成15年達示第1号)</p>	
<p>(前 略) 第6条 委員会は、次の各号に掲げる委員で組織する。 (1) 教育担当の理事 (2) 高等教育研究開発推進機構長(以下「機構長」という。) (3) 高等教育研究開発推進副機構長(以下「副機構長」という。)</p>	<p>第6条 } (1) (2) (同 左) (3)</p>

改 正 前	改 正 後
<p>(4) 各研究課長 (5) 教育推進部長 (中 略)</p> <p>第 1 1 条 委員会に関する事務は、<u>教育推進部共通教育推進課</u>において処理する。 (中 略)</p> <p>第 3 2 条 機構に関する事務は、<u>教育推進部共通教育推進課</u>において行う。 (後 略)</p>	<p>(4) (同 左) (5) <u>教育推進担当部長</u></p> <p>第 1 1 条 委員会に関する事務は、<u>学務部共通教育推進課</u>において処理する。</p> <p>第 3 2 条 機構に関する事務は、<u>学務部共通教育推進課</u>において行う。</p>
<p>京都大学総合体育館規程 (昭和 4 7 年達示第 1 0 号)</p> <p>(前 略)</p> <p>第 2 条 総合体育館は、厚生補導担当の副学長が管理する。 2 総合体育館の管理に関する重要事項は、<u>学生部委員会</u>において審議する。 (中 略)</p> <p>第 4 条 総合体育館に関する事務は、<u>学生センター</u>において処理する。 (後 略)</p>	<p>第 2 条 (同 左)</p> <p>2 総合体育館の管理に関する重要事項は、<u>学生生活委員会</u>において審議する。</p> <p>第 4 条 総合体育館に関する事務は、<u>学務部学生課</u>において処理する。</p>
<p>京都大学国際交流会館規程 (昭和 5 7 年達示第 1 7 号)</p> <p>(前 略)</p> <p>第 1 8 条 会館に関する事務は、<u>国際交流サービスオフィス</u>において処理する。 (後 略)</p>	<p>第 1 8 条 会館に関する事務は、<u>研究国際部国際交流課</u>において処理する。</p>
<p>京都大学百周年時計台記念館規程 (平成 1 5 年達示第 4 5 号)</p> <p>(前 略)</p> <p>第 1 6 条 記念館の管理運営に関する事務は、<u>企画部社会連携推進課</u>において処理する。 (後 略)</p>	<p>第 1 6 条 記念館の管理運営に関する事務は、<u>施設部管理課</u>において処理する。</p>
<p>京都大学における情報公開制度の実施に関する規程 (平成 1 3 年達示第 7 号)</p> <p>(前 略)</p> <p>第 2 条 この規程において「法人文書」とは、法第 2 条第 2 項に定めるものをいう。 2 この規程において「部局」とは、各研究科、各附置研究所、附属図書館、医学部附属病院及び各センター等(国立大学法人京都大学の組織に関する規程(平成 1 6 年達示第 1 号)第 3 章第 7 節から第 1 1 節まで(第 4 7 条から第 4 7 条の 6 までを除く。)に定める施設等をいう。)をいう。 (後 略)</p>	<p>第 2 条 (同 左)</p> <p>2 この規程において「部局」とは、各研究科、各附置研究所、附属図書館、医学部附属病院及び各センター等(国立大学法人京都大学の組織に関する規程(平成 1 6 年達示第 1 号)第 3 章第 7 節から第 1 1 節まで(第 4 7 条及び第 4 7 条の 6 を除く。)に定める施設等をいう。)をいう。</p>
<p>京都大学における個人情報の保護に関する規程 (平成 1 7 年達示第 1 号)</p> <p>(前 略)</p>	

改 正 前	改 正 後
<p>(保護管理者) 第4条 保有個人情報を取り扱う部局(各研究科等(研究科、附置研究所、附属図書館、医学部附属病院又はセンター等(国立大学法人京都大学の組織に関する規程(平成16年達示第1号)第3章第7節から第11節までに定める施設等をいう。)をいい、組織規程第53条第1項の事務組織を含む。)又は本部の事務組織(国立大学法人京都大学の組織に関する規程(平成16年達示第1号)第52条第1項に定めるものをいう。))の室、課若しくはセンターをいう。以下同じ。)に保護管理者を置き、当該部局の長をもって充てる。</p>	<p>(保護管理者) 第4条 保有個人情報を取り扱う部局(各研究科等(研究科、附置研究所、附属図書館、医学部附属病院又はセンター等(国立大学法人京都大学の組織に関する規程(平成16年達示第1号)第3章第7節から第11節までに定める施設等をいう。)をいい、組織規程第53条第1項の事務組織を含む。)又は事務本部の室、課若しくはセンターをいう。以下同じ。)に保護管理者を置き、当該部局の長をもって充てる。</p>
<p>2 (略) (後略) 京都大学における教員評価の実施に関する規程 (平成19年達示第71号)</p>	<p>2 (同左)</p>
<p>(前略) 第13条 教員評価の実施に関する事務は、総務部人事企画課において処理する。ただし、第4条から第7条までに定める部局における教員評価の実施等に関する事務は、当該部局において処理するものとする。 (後略)</p>	<p>第13条 教員評価の実施に関する事務は、総務部人事課において処理する。ただし、第4条から第7条までに定める部局における教員評価の実施等に関する事務は、当該部局において処理するものとする。</p>
<p>京都大学における公益通報者の保護等に関する規程 (平成18年達示第88号)</p>	
<p>(前略) (定義) 第2条 } (略) 2~3 } 4 この規程において「部局」とは、各研究科等(各研究科、各附置研究所、附属図書館、医学部附属病院及び各センター等(国立大学法人京都大学の組織に関する規程(平成16年達示第1号。以下「組織規程」という。))第3章第7節から第11節まで(第47条から第47条の6までを除く。))に定める施設等をいう。)をいい、組織規程第53条第1項の事務組織を含む。)並びに本部の事務組織(組織規程第52条第1項に定めるものをいう。第7条第3項において同じ。)の室、各部及び各センターをいう。</p>	<p>(定義) 第2条 } (同左) 2~3 } 4 この規程において「部局」とは、各研究科等(各研究科、各附置研究所、附属図書館、医学部附属病院及び各センター等(国立大学法人京都大学の組織に関する規程(平成16年達示第1号。以下「組織規程」という。))第3章第7節から第11節まで(第47条及び第47条の6を除く。))に定める施設等をいう。)をいい、組織規程第53条第1項の事務組織を含む。)並びに事務本部の各部及び監査室をいう。</p>
<p>(中略) 第7条 } (略) 2 } 3 担当理事は、前項に規定する調査を、本部の事務組織の職員に行わせるものとする。 (後略)</p>	<p>第7条 } (同左) 2 } 3 担当理事は、前項に規定する調査を、事務本部の職員に行わせるものとする。</p>
<p>京都大学におけるハラスメントの防止等に関する規程 (平成17年達示第66号)</p>	
<p>(前略) (部局の長の責務) 第4条 部局(各研究科等(各研究科、各附置研究所、附属図書館、医学部附属病院及び各センター(国立大学法人京都大学の組織に関する規程(平</p>	<p>(部局の長の責務) 第4条 部局(各研究科等(各研究科、各附置研究所、附属図書館、医学部附属病院及び各センター(国立大学法人京都大学の組織に関する規程(平</p>

改 正 前	改 正 後
<p>成16年達示第1号。この条において「組織規程」という。)第3章第7節から第11節まで(第47条から第47条の6までを除く。)に定める施設等をいう。)をいい、組織規程第53条第1項の事務組織を含む。)及び本部の事務組織(組織規程第52条第1項に定めるものを1単位とするものをいう。以下この条において同じ。)をいう。以下同じ。)の長(本部の事務組織にあっては、総務担当の理事。以下同じ。)は、当該部局におけるハラスメントの防止等に関し総括し、当該部局においてハラスメントに起因する問題が生じた場合には迅速かつ適切に対処しなければならない。</p> <p>(後 略)</p> <p>京都大学補導主事規程 (昭和30年達示第16号)</p>	<p>成16年達示第1号。この条において「組織規程」という。)第3章第7節から第11節まで(第47条及び第47条の6を除く。)に定める施設等をいう。)をいい、組織規程第53条第1項の事務組織を含む。)及び事務本部をいう。以下同じ。)の長(事務本部にあっては、総務担当の理事。以下同じ。)は、当該部局におけるハラスメントの防止等に関し総括し、当該部局においてハラスメントに起因する問題が生じた場合には迅速かつ適切に対処しなければならない。</p>
<p>(前 略)</p> <p>第4条 学生部長、学生課長及び学生センター長の職にある者は、補導主事を兼ねる。</p> <p>(後 略)</p> <p>京都大学学内掲示等規程 (昭和23年告示第13号)</p>	<p>第4条 学務部長、学生課長及び奨学厚生課長の職にある者は、補導主事を兼ねる。</p>
<p>(前 略)</p> <p>第3条 掲示を行おうとするときは、本部の事務組織(国立大学法人京都大学の組織に関する規程(平成16年達示第1号)第52条第1項に定めるものをいう。)に提出して許可をうけなければならない。許可は、印章を押捺することによつて行なう。</p> <p>(後 略)</p> <p>京都大学学内集会規程 (昭和26年達示第2号)</p>	<p>第3条 掲示を行おうとするときは、事務本部に提出して許可をうけなければならない。許可は、印章を押捺することによつて行なう。</p>
<p>(前 略)</p> <p>第4条 集会の主催者は、本部の事務組織(国立大学法人京都大学の組織に関する規程(平成16年達示第1号)第52条第1項に定めるものをいう。)を経て別に定める様式の集会許可願を総長に提出して、その許可を受けなければならない。集会許可願に記載した事項に変更又は追加をしようとするときも、また同じ。</p> <p>継続使用の許可を受けている場所において、使用目的の範囲内で集会を行なう場合は、前項の規定にかかわらず、そのつど許可を受けることを要しない。</p> <p>(後 略)</p> <p>京都大学学内団体規程 (昭和26年達示第3号)</p>	<p>第4条 集会の主催者は、事務本部を経て別に定める様式の集会許可願を総長に提出して、その許可を受けなければならない。集会許可願に記載した事項に変更又は追加をしようとするときも、また同じ。</p> <p>継続使用の許可を受けている場所において、使用目的の範囲内で集会を行なう場合は、前項の規定にかかわらず、そのつど許可を受けることを要しない。</p>
<p>(前 略)</p> <p>第3条 職員が、学内団体を結成したときは、経営企画本部を経て総長に団体結成届を提出しなければならない。学生生徒のみをもつて又は学生生徒が、他の者と共同して学内団体を結成しようとするときは、学生センターを経て総長に団体結成願を提出して、その承認をうけなければならない。団体の届出事項を変更したとき又は承認事項を変更しようとするときも、また同じ。</p> <p>(後 略)</p>	<p>第3条 職員が、学内団体を結成したときは、事務本部を経て総長に団体結成届を提出しなければならない。学生生徒のみをもつて又は学生生徒が、他の者と共同して学内団体を結成しようとするときは、学務部奨学厚生課を経て総長に団体結成願を提出して、その承認をうけなければならない。団体の届出事項を変更したとき又は承認事項を変更しようとするときも、また同じ。</p>

改 正 前	改 正 後
<p>京都大学学生表彰規程 (平成18年達示第83号)</p> <p>(前 略)</p> <p>第6条 委員会は、次の各号に掲げる委員で組織する。 (1) 学生担当の理事(以下「担当理事」という。) (2) 副学長補佐 (3) 学生部長 (中 略)</p> <p>第12条 表彰に関する事務は、<u>学生部学生課</u>において処理する。 (後 略)</p>	<p>第6条 } (同 左) (1) } (2) } (3) 学務部長</p> <p>第12条 表彰に関する事務は、<u>学務部学生課</u>において処理する。</p>
<p>京都大学受託研究取扱規程 (平成16年達示第97号)</p> <p>(前 略)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>2 この規程において「部局」とは、各研究科、各附置研究所、医学部附属病院及び各センター等(国立大学法人京都大学の組織に関する規程(平成16年達示第1号)第3章第7節から第11節まで(第47条から第47条の6までを除く。))に定める施設等をいう。)をいう。 (後 略)</p>	<p>第2条 (同 左)</p> <p>2 この規程において「部局」とは、各研究科、各附置研究所、医学部附属病院及び各センター等(国立大学法人京都大学の組織に関する規程(平成16年達示第1号)第3章第7節から第11節まで(第47条及び第47条の6を除く。))に定める施設等をいう。)をいう。</p>
<p>京都大学寄附金事務取扱規程 (平成16年達示第99号)</p> <p>(前 略)</p> <p>(定義)</p> <p>第2条 } (略) (1)~(3) }</p> <p>2 この規程において「部局」とは、各研究科、各附置研究所、附属図書館、医学部附属病院及び各センター等(国立大学法人京都大学の組織に関する規程(平成16年達示第1号)第3章第7節から第11節まで(第47条から第47条の6までを除く。))に定める施設等をいう。)並びに<u>本部の事務組織(国立大学法人京都大学の組織に関する規程(平成16年達示第1号)第52条第1項に定めるものを1単位とするものをいう。第4条において同じ。)</u>をいう。 (中 略)</p> <p>(寄附金の申込み)</p> <p>第4条 寄附金の申込みをしようとする者は、所定の事項を記載した申込書を当該部局の長(本部の事務組織にあっては、総長。以下同じ。)に提出するものとする。 (後 略)</p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 } (同 左) (1)~(3) }</p> <p>2 この規程において「部局」とは、各研究科、各附置研究所、附属図書館、医学部附属病院及び各センター等(国立大学法人京都大学の組織に関する規程(平成16年達示第1号)第3章第7節から第11節まで(第47条及び第47条の6を除く。))に定める施設等をいう。)並びに<u>事務本部</u>をいう。 (寄附金の申込み)</p> <p>第4条 寄附金の申込みをしようとする者は、所定の事項を記載した申込書を当該部局の長(事務本部にあっては、総長。以下同じ。)に提出するものとする。</p>
<p>京都大学における研究活動上の不正行為の防止等に関する規程 (平成18年達示第68号)</p> <p>(前 略)</p> <p>第2条 } (略) 2~4 }</p> <p>5 この規程において「部局」とは、各研究科等(各</p>	<p>第2条 } (同 左) 2~4 }</p> <p>5 この規程において「部局」とは、各研究科等(各</p>

改 正 前	改 正 後
<p>研究科、各附置研究所、附属図書館、医学部附属病院及び各センター等（国立大学法人京都大学の組織に関する規程（平成16年達示第1号。以下「組織規程」という。）第3章第7節から第11節まで（第47条から第47条の6までを除く。）に定める施設等をいう。）をいい、組織規程第53条第1項の事務組織を含む。）並びに本部の事務組織（組織規程第52条第1項に定めるものをいう。）の室、各部及び各センターをいう。</p>	<p>研究科、各附置研究所、附属図書館、医学部附属病院及び各センター等（国立大学法人京都大学の組織に関する規程（平成16年達示第1号。以下「組織規程」という。）第3章第7節から第11節まで（第47条及び第47条の6を除く。）に定める施設等をいう。）をいい、組織規程第53条第1項の事務組織を含む。）並びに事務本部の各部及び監査室をいう。</p>
<p>（中略） 第8条 本学における研究活動上の不正行為に関する通報、告発等（以下「通報等」という。）及び通報等に関する相談（通報等までに至らない段階の相談をいう。以下同じ。）に対応するため、研究推進部研究推進課及び各部局に受付窓口を置く。</p>	<p>第8条 本学における研究活動上の不正行為に関する通報、告発等（以下「通報等」という。）及び通報等に関する相談（通報等までに至らない段階の相談をいう。以下同じ。）に対応するため、研究国際部研究推進課及び各部局に受付窓口を置く。</p>
<p>（中略） 第15条 調査委員会は、次の各号に掲げる委員で組織する。 (1) 担当理事 (2) 当該部局の長 (3) 当該部局の教職員 若干名 (4) 当該部局以外の部局の教職員で、当該通報等の対象となっている研究分野の教職員 若干名 (5) 当該通報等の対象となっている研究分野の教職員で、他機関に所属する者 1名以上 (6) 研究推進部長 （後略）</p>	<p>第15条</p> <p>(1) (2) (3) (4) (5) (6) 研究国際部長</p> <p>（同左）</p>
<p>国立大学法人京都大学における競争的資金等の適正管理に関する規程 （平成19年達示第62号）</p>	
<p>（前略） 第3条 （略） 2 この規程において「各部局等」とは、各研究科、各附置研究所、附属図書館、医学部附属病院及び各センター（国立大学法人京都大学の組織に関する規程（平成16年達示第1号）第3章第7節から第11節まで（第47条から第47条の6までを除く。）に定める施設等をいう。）をいう。</p>	<p>第3条 （同左） 2 この規程において「各部局等」とは、各研究科、各附置研究所、附属図書館、医学部附属病院及び各センター（国立大学法人京都大学の組織に関する規程（平成16年達示第1号）第3章第7節から第11節まで（第47条及び第47条の6を除く。）に定める施設等をいう。）をいう。</p>
<p>（中略） 第6条 本学の競争的資金等を適正に運営及び管理する組織として、最高管理責任者の下に競争的資金等の不正防止計画推進室（以下「不正防止計画推進室」という。）を設置する。 2 不正防止計画推進室は、次の各号に掲げる者で組織する。 (1) 統括管理責任者（不正防止計画推進室長） (2) 副統括管理責任者（不正防止計画推進室の副室長） (3) 総務を担当する理事 (4) 法務を担当する理事 (5) 研究推進部長 (6) 財務部長 (7) 総務部長 (8) 最高管理責任者が指名する理事又は教職員 (9) その他、最高管理責任者が必要に応じて指名する専門的知識を有する学外者 3 （略） 4 不正防止計画推進室の事務は、財務部監理課ほか関係部課の協力を得て、研究推進部研究推進課において処理する。 （後略）</p>	<p>第6条</p> <p>2</p> <p>(1) (2) (3) (4) (5) 研究国際部長 (6) (7) (8) (9)</p> <p>（同左）</p> <p>3 4 不正防止計画推進室の事務は、財務部監理課ほか関係部課の協力を得て、研究国際部研究推進課において処理する。</p>

改 正 前	改 正 後
<p>京都大学における安全保障輸出管理に関する規程 (平成22年達示第67号)</p> <p>(前略) (定義) 第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 (1)~(7) (略) (8) 「部局」とは、各研究科等(各研究科、各附置研究所、附属図書館、医学部附属病院及び各センター等(国立大学法人京都大学の組織に関する規程(平成16年達示第1号。以下この項において「組織規程」という。))第3章第7節から第11節までに定める施設等をいう。)をいい、組織規程第53条第1項の事務組織を含む。)並びに本部の事務組織(組織規程第52条第1項に定めるものをいう。)の室、各部及び各センターをいう。 (中略) 第6条 本学における安全保障輸出管理に関し必要な事項を審議するため、安全保障輸出管理委員会(以下「委員会」という。)を置く。 2 委員会は、次の各号に掲げる委員で組織する。 (1) 統括責任者 (2) 総長が指名する理事 (3) 部局責任者のうち統括責任者が指名する者 (4) 研究推進部長 (5) その他統括責任者が必要と認める者 若干名 (中略) 第11条 安全保障輸出管理に関する事務は、<u>研究推進部</u>において行う。 (後略)</p>	<p>(定義) 第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 (1)~(7) (略) (8) 「部局」とは、各研究科等(各研究科、各附置研究所、附属図書館、医学部附属病院及び各センター等(国立大学法人京都大学の組織に関する規程(平成16年達示第1号。以下この項において「組織規程」という。))第3章第7節から第11節までに定める施設等をいう。)をいい、組織規程第53条第1項の事務組織を含む。)並びに<u>事務本部の各部及び監査室</u>をいう。</p> <p>第6条 } 2 } (同左) (1) (2) (3) (4) <u>研究国際部長</u> (5) (同左)</p> <p>第11条 安全保障輸出管理に関する事務は、<u>研究国際部</u>において行う。</p>
<p>京都大学ヒトゲノム・遺伝子解析研究管理規程 (平成13年達示第20号)</p> <p>(前略) 第7条 管理委員会は、次の各号に掲げる委員で組織する。 (1) ヒトゲノム・遺伝子解析研究に係る自然科学の研究領域の教授又は准教授 若干名 (2) 前号以外の自然科学の研究領域及び人文・社会科学の研究領域の教授又は准教授 若干名 (3) 学外の学識経験者又は一般の立場の者 若干名 (4) <u>研究推進部長</u> (後略)</p>	<p>第7条 } (1) (2) } (同左) (3) (4) <u>研究国際部長</u></p>
<p>京都大学における動物実験の実施に関する規程 (平成19年達示第72号)</p> <p>(前略) 第2条 } (略) (1)~(12) } (13) 「部局」とは、各研究科、各附置研究所、医学部附属病院及び各センター等(国立大学法人京都大学の組織に関する規程(平成16年達示第1号)第3章第7節から第11節まで(第</p>	<p>第2条 } (同左) (1)~(12) } (13) 「部局」とは、各研究科、各附置研究所、医学部附属病院及び各センター等(国立大学法人京都大学の組織に関する規程(平成16年達示第1号)第3章第7節から第11節まで(第</p>

改 正 前	改 正 後
<p>47条から第47条の6までを除く。)に定める施設等をいう。)をいう。 (後 略)</p> <p style="text-align: center;">京都大学防火規程 (昭和43年達示第9号)</p> <p>(前 略)</p> <p>第2条 この規程において「部局」とは、各研究科、各研究所、附属図書館、医学部附属病院及び各センター等(国立大学法人京都大学の組織に関する規程(平成16年達示第1号。以下この項において「組織規程」という。))第3章第7節から第11節まで(第47条から第47条の6までを除く。)に定める施設等をいう。)並びに本部の事務組織(組織規程第52条第1項に定めるものを1単位とするものをいう。以下同じ。)をいう。 (中 略)</p> <p>第4条の2 部局における防火等に必要な措置の実施に関しては、当該部局の長(本部の事務組織にあつては、総長が指名する理事。以下同じ。)が総括する。 (中 略)</p> <p>第16条 } (略)</p> <p>(1)~(2) } (3) 電話交換職員 直ちに、次の順序により火災発生の実事及びその場所を通報すること。 (ア) 警務員 (イ) 火災発生部局の長又はその他の主たる関係職員 (ウ) 総長、担当の理事、本部の事務組織の関係部課長。ただし、隔地の部局又は部局附属の施設の電話交換職員にあつては、本部の電話交換職員に依頼すれば足りる。 (後 略)</p> <p style="text-align: center;">国立大学法人京都大学旅費規程 (平成18年達示第36号)</p> <p>(前 略)</p> <p>第2条 } (略)</p> <p>(1) } (2) } (3) } (4) } (5) } (6) 部局 各研究科等(各研究科、各附置研究所、附属図書館、医学部附属病院及び各センター等(国立大学法人京都大学の組織に関する規程(平成16年達示第1号。以下「組織規程」という。))第3章第7節から第11節まで(第47条から第47条の6までを除く。)に定める施設等をいう。)をいい、組織規程第53条第1項の事務組織を含む。)並びに本部の事務組織(組織規程第52条第1項に定めるものをいう。)の各室、各部及び各センターをいう。 (7) (略) (後 略)</p>	<p>47条及び第47条の6を除く。)に定める施設等をいう。)をいう。</p> <p>第2条 この規程において「部局」とは、各研究科、各研究所、附属図書館、医学部附属病院及び各センター等(国立大学法人京都大学の組織に関する規程(平成16年達示第1号。以下この項において「組織規程」という。))第3章第7節から第11節まで(第47条及び第47条の6を除く。)に定める施設等をいう。)並びに事務本部をいう。</p> <p>第4条の2 部局における防火等に必要な措置の実施に関しては、当該部局の長(事務本部にあつては、総長が指名する理事。以下同じ。)が総括する。</p> <p>第16条 } (同 左)</p> <p>(1)~(2) } (3) } (ア) } (イ) } (ウ) 総長、担当の理事、事務本部の関係部課長。ただし、隔地の部局又は部局附属の施設の電話交換職員にあつては、本部の電話交換職員に依頼すれば足りる。</p> <p>第2条 } (同 左)</p> <p>(1) } (2) } (3) } (4) } (5) } (6) 部局 各研究科等(各研究科、各附置研究所、附属図書館、医学部附属病院及び各センター等(国立大学法人京都大学の組織に関する規程(平成16年達示第1号。以下「組織規程」という。))第3章第7節から第11節まで(第47条及び第47条の6を除く。)に定める施設等をいう。)をいい、組織規程第53条第1項の事務組織を含む。)並びに事務本部の各部及び監査室をいう。 (7) (同 左)</p> <p style="text-align: center;">附 則 この規程は、平成23年4月1日から施行する。</p>